

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、令和5年5月8日付で施行されました。
 感染症の種類・出席停止基準をよくご確認のうえ、登校再開をさせていただきます。

	出席停止基準
1. インフルエンザ	発症後5日(発症した日を0日目とする)を経過し、かつ解熱後2日(48時間)経過するまで
2. 新型コロナウイルス感染症	発症後5日(発症した日を0日目とする)を経過し、かつ症状軽快後、1日(24時間)を経過するまで
3. 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4. 麻疹(はしか)	熱が下がり3日経つまで
5. 咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えて2日経つまで
6. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
7. 風疹(三日はしか)	発疹が消えるまで
8. 水痘	発疹がすべてかさぶたになるまで
9. 結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
10. 流行性角結膜炎 11. 腸管出血性大腸菌感染症 12. 溶連菌感染症 13. 感染性胃腸炎 14. ヘルパンギーナ 14. マイコプラズマ感染症 14. 手足口病 14. ウィルス性肝炎 など	※出席停止が必要となる場合もある 停止基準：病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
14. 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※番号は、表面の番号に準じる。